次ページからの、施設の所在地と情報は、**令和８年(2026 年)４月現在のものです。**
また、各事業所の活動内容については変更されている可能性があります。
なお、各市すべての施設を網羅しているわけではありません。

【第１部】
○身体障がいのある方・知的障がいのある方の利用が多い生活介護事業所
※表内の「時間」は、各施設の営業時間を掲載しています。
サービス提供時間及び送迎開始時間は、利用者数や送迎ルートなどにより変動することがありますので、進路担当までお問い合わせください。
卒業後５年以内の卒業生が通っている就労継続支援Ｂ型事業所も掲載しています。

【第２部】
○主に知的障がいのある方の利用が多い生活介護事業所
○就労移行支援事業所、就労継続支援事業所

施設の形態

障害者総合支援法の制度のもとでの福祉サービス

・就労移行支援　：就労を希望する人に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や実習を行います。年限があり２年間です。

・就労継続支援Ａ型・Ｂ型　：働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行います。＊Ａ型では事業所と雇用契約を結びます。

・生活介護　：生活面での介護や手助けを受けながら、簡単な作業や様々な活動を行い、日常生活に必要な力をつけていきます。